

中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について
新旧対照表

改正案	現 行
<p>中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について</p> <p>中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「運営規則」という。)第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について(平成13年1月15日総会決定。以下「総会決定」という。)7の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について、次のとおり定める。</p> <p>I・II (略)</p>	<p>中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について</p> <p>中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。平成18年3月13日一部改正。)第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について(平成13年1月15日総会決定。平成18年3月13日一部改正。以下「総会決定」という。)7の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について、次のとおり定める。</p> <p>I・II (略)</p>